

○生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を
指定する件

昭和六十二年十二月十日
大蔵省告示第百五十九号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十条第四号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を次のように指定し、昭和六十二年分以後の所得税について適用する。なお、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件（昭和五十七年四月大蔵省告示第六十五号）は、廃止する。

- 一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う次に掲げる法人の締結した生命共済に係る契約
 - イ 神奈川県民共済生活協同組合
 - ロ 教職員共済生活協同組合
 - ハ 警察職員生活協同組合
 - ニ 埼玉県民共済生活協同組合
 - ホ 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
 - ヘ 電気通信産業労働者共済生活協同組合
 - ト 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第五十四条第八号の事業を行う全国理容生活衛生同業組合連合会の締結した年金共済に係る契約
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構の締結した小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えられた小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第九条第一項各号に掲げる事由により共済金が支給されることとなる契約